

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社トーヨーワーク(以下、会社という)と従業員代表とは、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で別紙「業務の種類」に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与を含む)、勤務地手当、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給(賞与を含む)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2.」のとおりとする。

(1)比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、

令和6年8月27日職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(別添2)とし、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「(別添1)を用いる場合は別表1に理由を記載する。

(2)通勤手当については、基本給(賞与を含む)とは分離し、第6条のとおりとする。

(3)地域指数については、派遣先事業所所在地が三重県、京都府、大阪府の場合は、その府県内の複数の市町村になることから、通達別添3に定める三重、京都、大阪の指数を用いるものとする。

また、派遣先事業所所在地が奈良県の場合は、特定の限定された市町村になることからその市町村を管轄するハローワーク奈良、大和高田、桜井、下市、大和郡山の指数を使用するものとする。

第4条 対象従業員の基本給(賞与を含む)は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1)別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2)別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A: 20年

B: 10年

C: 0年

(3)毎年改定される局長通達による「一般賃金」の額に基づき、本別表2の「基本給額」が前年度の「基本給額」より低額に改訂された場合でも、「一般賃金」の改定を理由とした個々の派遣労働者の基本給額を令和6年度の「基本給額」より減額した改訂は行わない。

2 会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、基本給と分離して法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、派遣社員通勤手当規定に基づき通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩又は自転車により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1)通達に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(2)退職時の勤続年数ごと(5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年)の支給月数:

「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、派遣社員の退職手当制度を開始した令和2年3月31日以前の勤続年数の取扱いについては、0年とする。

(1)退職手当の受給に必要な最低勤続年数は、5年とする。

(第7条(1)の最低勤続年数3年に比して長い理由:正社員は派遣労働者と業務内容が異なり、且つ正社員は「責任の程度(権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等)」が広い為に、最低勤続年数を3年としている。一方、派遣労働者には「責任の程度(権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等)」を狭くしか担わせていないので、処遇における均衡を図るため、最低勤続年数を5年としている。)

(2)別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 評価については期初に個別目標を設定し、1年ごとに派遣先での評価を踏まえ個別面談を実施し、目標の達成度、仕事への取り組み姿勢などを確認することで行い、その評価の結果に基づき第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される社員就業規則第18条、第29条、第48条から第50条の規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとして派遣従業員就業規則27条から29条、32条、41条、無期雇用派遣従業員就業規則27条から29条、32条、39条の規定を適用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア支援制度の体系」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和7年 3月31日

株式会社トーヨーワーク
代表取締役社長 豊原 章



株式会社トーヨーワーク
従業員代表 吉田 真由美



業務の種類
1391 飲食物調理従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1391 飲食物調理従事者	その理由 別添2の調理人見習では派遣料金が高 くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,065 (-)	1,235	1,324	1,353	1,416	1,591	1,910	
2	地域調整	三重	99.0%	1,055	1,223	1,311	1,340	1,402	1,576	1,891
		滋賀	99.1%	1,056	1,224	1,313	1,341	1,404	1,577	1,893
		京都	101.6%	1,083	1,255	1,346	1,375	1,439	1,617	1,941
		大阪	108.0%	1,151	1,334	1,430	1,462	1,530	1,719	2,063
		奈良計	106.5%	1,135	1,316	1,411	1,441	1,509	1,695	2,035
		大和高田計	100.7%	1,073	1,244	1,334	1,363	1,426	1,603	1,924
		桜井計	98.1%	1,045	1,212	1,299	1,328	1,390	1,561	1,874
		下市計	97.2%	1,036	1,201	1,287	1,316	1,377	1,547	1,857
		大和郡山計	100.3%	1,069	1,239	1,328	1,358	1,421	1,596	1,916
	和歌山	94.1%	1,003	1,163	1,246	1,274	1,333	1,498	1,798	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1391 飲食物調理従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,035	○	2,035	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,695	○	1,695	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,135	○	1,135	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,924	○	1,924	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,603	○	1,603	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,073	○	1,073	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,874	○	1,874	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,561	○	1,561	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,045	○	1,045	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,857	○	1,857	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,547	○	1,547	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,036	○	1,036	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,916	○	1,916	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,596	○	1,596	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,069	○	1,069	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	別添1に定める 1494金属プレス従事者	比較対象の職種		その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年				
2	地域調整	別添2の07107金属プレス工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		99.0%	1,047 (1113)	1,215	1,301	1,330	1,393	1,564	1,877	
		三重	99.1%	1,037	1,203	1,288	1,317	1,380	1,549	1,859		
		滋賀	101.6%	1,038	1,205	1,290	1,319	1,381	1,550	1,861		
		京都	108.0%	1,064	1,235	1,322	1,352	1,416	1,590	1,908		
		大阪	106.5%	1,131	1,313	1,406	1,437	1,505	1,690	2,028		
		奈良計	100.7%	1,116	1,294	1,386	1,417	1,484	1,666	2,000		
		大和高田計	98.1%	1,055	1,224	1,311	1,340	1,403	1,575	1,891		
		桜井計	97.2%	1,028	1,192	1,277	1,305	1,367	1,535	1,842		
		下市計	100.3%	1,018	1,181	1,265	1,293	1,354	1,521	1,825		
		大和郡山計	94.1%	1,051	1,219	1,305	1,334	1,398	1,569	1,883		
		和歌山	986	1,144	1,225	1,252	1,311	1,472	1,767			

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1494 金属プレス従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,028	○	2,028	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,690	○	1,690	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,131	○	1,131	0年
奈良計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,000	○	2,000	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,666	○	1,666	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,116	○	1,116	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,891	○	1,891	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,575	○	1,575	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,055	○	1,055	0年
桜井計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,842	○	1,842	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,535	○	1,535	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,028	○	1,028	0年
下市計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,825	○	1,825	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,521	○	1,521	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,018	○	1,018	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,883	○	1,883	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,569	○	1,569	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,051	○	1,051	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものは時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1498金属溶接・溶断従事者	その理由 別添2の07113金属溶接・溶断工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,127 (1154)	1,307	1,401	1,431	1,499	1,684	2,021	
2	地域調整	三重	99.0%	1,116	1,294	1,387	1,417	1,485	1,668	2,001
		滋賀	99.1%	1,117	1,296	1,389	1,419	1,486	1,669	2,003
		京都	101.6%	1,146	1,328	1,424	1,454	1,523	1,711	2,054
		大阪	108.0%	1,218	1,412	1,514	1,546	1,619	1,819	2,183
		奈良計	106.5%	1,201	1,392	1,493	1,525	1,597	1,794	2,153
		大和高田計	100.7%	1,135	1,317	1,411	1,442	1,510	1,696	2,036
		桜井計	98.1%	1,106	1,283	1,375	1,404	1,471	1,653	1,983
		下市計	97.2%	1,096	1,271	1,362	1,391	1,458	1,637	1,965
		大和郡山計	100.3%	1,131	1,311	1,406	1,436	1,504	1,690	2,028
	和歌山	94.1%	1,061	1,230	1,319	1,347	1,411	1,585	1,902	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1498 金属溶接・溶断従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,183	○	2,183	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,819	○	1,819	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,218	○	1,218	0年
奈良計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,153	○	2,153	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,794	○	1,794	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,201	○	1,201	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,036	○	2,036	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,696	○	1,696	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,135	○	1,135	0年
桜井計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,983	○	1,983	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,653	○	1,653	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,106	○	1,106	0年
下市計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,965	○	1,965	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,637	○	1,637	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,096	○	1,096	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,028	○	2,028	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,690	○	1,690	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,131	○	1,131	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものは時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1499 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1499その他の製品製造・加工処理従事者	その理由 別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,098 (-)	1,274	1,365	1,394	1,460	1,640	1,969	
2	地域調整	三重	99.0%	1,088	1,262	1,352	1,381	1,446	1,624	1,950
		滋賀	99.1%	1,089	1,263	1,353	1,382	1,447	1,626	1,952
		京都	101.6%	1,116	1,295	1,387	1,417	1,484	1,667	2,001
		大阪	108.0%	1,186	1,376	1,475	1,506	1,577	1,772	2,127
		奈良計	106.5%	1,170	1,357	1,454	1,485	1,555	1,747	2,097
		大和高田計	100.7%	1,106	1,283	1,375	1,404	1,471	1,652	1,983
		桜井計	98.1%	1,078	1,250	1,340	1,368	1,433	1,609	1,932
		下市計	97.2%	1,068	1,239	1,327	1,355	1,420	1,595	1,914
		大和郡山計	100.3%	1,102	1,278	1,370	1,399	1,465	1,645	1,975
	和歌山	94.1%	1,034	1,199	1,285	1,312	1,374	1,544	1,853	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1499 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,097	○	2,097	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,747	○	1,747	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,170	○	1,170	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,983	○	1,983	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,652	○	1,652	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,106	○	1,106	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,932	○	1,932	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,609	○	1,609	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,078	○	1,078	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,914	○	1,914	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,595	○	1,595	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,068	○	1,068	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,975	○	1,975	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,645	○	1,645	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,102	○	1,102	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	別添1に定める 1503食料品・飲料・たばこ製造従事	比較対象の職種		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		その理由		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
2	地域調整	別添2の07207飲料・たばこ製造工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,036 (1097)	1,202	1,288	1,316	1,378	1,548	1,858	
		三重	99.0%	1,026	1,190	1,276	1,303	1,365	1,533	1,840	
		滋賀	99.1%	1,027	1,192	1,277	1,305	1,366	1,535	1,842	
		京都	101.6%	1,058	1,228	1,316	1,344	1,408	1,581	1,897	
		大阪	108.0%	1,119	1,299	1,392	1,422	1,489	1,672	2,007	
		奈良計	106.5%	1,104	1,281	1,372	1,402	1,468	1,649	1,979	
		大和高田計	100.7%	1,044	1,211	1,298	1,326	1,388	1,559	1,872	
		桜井計	98.1%	1,017	1,180	1,264	1,291	1,352	1,519	1,823	
		下市計	97.2%	1,007	1,169	1,252	1,280	1,340	1,505	1,806	
		大和郡山計	100.3%	1,040	1,206	1,292	1,320	1,383	1,553	1,864	
和歌山	94.1%	980	1,137	1,219	1,245	1,304	1,465	1,758			

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,007	○	2,007	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,672	○	1,672	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,119	○	1,119	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,979	○	1,979	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,649	○	1,649	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,104	○	1,104	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,872	○	1,872	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,559	○	1,559	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,044	○	1,044	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,823	○	1,823	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,519	○	1,519	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,017	○	1,017	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,806	○	1,806	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,505	○	1,505	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,007	○	1,007	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,864	○	1,864	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,553	○	1,553	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,040	○	1,040	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものは時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1()は基準値0年の最大値

業務の種類
1507 印刷・製本従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1507印刷・製本従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
2	地域調整	三重	99.0%	1,023	1,187	1,272	1,300	1,361	1,529	1,835
		滋賀	99.1%	1,017	1,180	1,265	1,292	1,353	1,520	1,824
		京都	101.6%	1,058	1,228	1,316	1,344	1,408	1,581	1,897
		大阪	108.0%	1,114	1,293	1,385	1,415	1,482	1,665	1,998
		奈良計	106.5%	1,080	1,253	1,342	1,372	1,437	1,614	1,937
		大和高田計	100.7%	1,022	1,185	1,269	1,298	1,359	1,526	1,831
		桜井計	98.1%	995	1,154	1,237	1,264	1,324	1,487	1,784
		下市計	97.2%	986	1,144	1,225	1,252	1,312	1,473	1,768
		大和郡山計	100.3%	1,018	1,180	1,264	1,292	1,354	1,520	1,824
		和歌山	94.1%	980	1,137	1,219	1,245	1,304	1,465	1,758

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1507 印刷・製本従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,937	○	1,937	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,614	○	1,614	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,080	○	1,080	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,831	○	1,831	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,526	○	1,526	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,022	○	1,022	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,784	○	1,784	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,487	○	1,487	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	995	○	995	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,473	○	1,473	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	986	○	986	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,824	○	1,824	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,520	○	1,520	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,018	○	1,018	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1508ゴム・プラスチック製品製造従事	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2のプラスチック製品製造工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,052 (1072)	1,220	1,308	1,336	1,399	1,572	1,886
2	地域調整	三重	99.0%	1,042	1,208	1,295	1,323	1,386	1,557	1,868
		滋賀	99.1%	1,043	1,210	1,297	1,324	1,387	1,558	1,870
		京都	101.6%	1,069	1,240	1,329	1,358	1,422	1,598	1,917
		大阪	108.0%	1,137	1,318	1,413	1,443	1,511	1,698	2,037
		奈良計	106.5%	1,121	1,300	1,394	1,423	1,490	1,675	2,009
		大和高田計	100.7%	1,060	1,229	1,318	1,346	1,409	1,584	1,900
		桜井計	98.1%	1,033	1,197	1,284	1,311	1,373	1,543	1,851
		下市計	97.2%	1,023	1,186	1,272	1,299	1,360	1,528	1,834
		大和郡山計	100.3%	1,056	1,224	1,312	1,341	1,404	1,577	1,892
	和歌山	94.1%	990	1,149	1,231	1,258	1,317	1,480	1,775	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,009	○	2,009	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,675	○	1,675	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,121	○	1,121	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,900	○	1,900	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,584	○	1,584	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,060	○	1,060	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,851	○	1,851	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,543	○	1,543	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,033	○	1,033	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,834	○	1,834	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,528	○	1,528	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,023	○	1,023	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,892	○	1,892	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,577	○	1,577	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,056	○	1,056	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1509 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1509その他の製品製造・加工処理従事者	その理由 別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,132 (-)	1,313	1,407	1,438	1,506	1,691	2,030	
2	地域調整	三重	99.0%	1,121	1,300	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010
		滋賀	99.1%	1,122	1,302	1,395	1,426	1,493	1,676	2,012
		京都	101.6%	1,151	1,335	1,430	1,462	1,531	1,719	2,063
		大阪	108.0%	1,223	1,419	1,520	1,554	1,627	1,827	2,193
		奈良計	106.5%	1,206	1,399	1,499	1,532	1,604	1,801	2,162
		大和高田計	100.7%	1,140	1,323	1,417	1,449	1,517	1,703	2,045
		桜井計	98.1%	1,111	1,289	1,381	1,411	1,478	1,659	1,992
		下市計	97.2%	1,101	1,277	1,368	1,398	1,464	1,644	1,974
		大和郡山計	100.3%	1,136	1,317	1,412	1,443	1,511	1,697	2,037
	和歌山	94.1%	1,066	1,236	1,324	1,354	1,418	1,592	1,911	

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1509 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く））

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,162	○	2,162	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,801	○	1,801	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,206	○	1,206	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,045	○	2,045	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,703	○	1,703	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,140	○	1,140	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,992	○	1,992	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,659	○	1,659	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,111	○	1,111	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,974	○	1,974	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,644	○	1,644	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,101	○	1,101	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,037	○	2,037	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,697	○	1,697	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,136	○	1,136	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類 New
1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1511はん用・生産用・業務用機械器	その理由 別添2の07401はん用・生産用・業務用 機械器具組立工では派遣料金が高くな り雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,037 (1073)	1,203	1,289	1,317	1,379	1,549	1,859	
2	地域調整	三重	99.0%	1,027	1,191	1,277	1,304	1,366	1,534	1,841
		滋賀	99.1%	1,028	1,193	1,278	1,306	1,367	1,536	1,843
		京都	101.6%	1,058	1,228	1,316	1,344	1,408	1,581	1,897
		大阪	108.0%	1,120	1,300	1,393	1,423	1,490	1,673	2,008
		奈良計	106.5%	1,105	1,282	1,373	1,403	1,469	1,650	1,980
		大和高田計	100.7%	1,045	1,212	1,299	1,327	1,389	1,560	1,873
		桜井計	98.1%	1,018	1,181	1,265	1,292	1,353	1,520	1,824
		下市計	97.2%	1,008	1,170	1,253	1,281	1,341	1,506	1,807
		大和郡山計	100.3%	1,041	1,207	1,293	1,321	1,384	1,554	1,865
		和歌山	94.1%	980	1,137	1,219	1,245	1,304	1,465	1,758

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1511はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,008	○	2,008	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,673	○	1,673	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,120	○	1,120	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,980	○	1,980	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,650	○	1,650	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,105	○	1,105	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,873	○	1,873	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,560	○	1,560	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,045	○	1,045	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,824	○	1,824	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,520	○	1,520	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,018	○	1,018	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,807	○	1,807	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,506	○	1,506	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,008	○	1,008	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,865	○	1,865	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,554	○	1,554	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,041	○	1,041	0年

(備考)

- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
 - ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものは時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
 - ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計
 - ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
 - ※4 別表1の1()は基準値0年の最大値

業務の種類
1512 電気機械器具組立従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1512電気機械器具組立従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の電気機械組立工では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,060 (-)	1,230	1,318	1,346	1,410	1,584	1,901
2	地域調整	三重	99.0%	1,050	1,218	1,305	1,333	1,396	1,569	1,882
		滋賀	99.1%	1,051	1,219	1,307	1,334	1,398	1,570	1,884
		京都	101.6%	1,077	1,250	1,340	1,368	1,433	1,610	1,932
		大阪	108.0%	1,145	1,329	1,424	1,454	1,523	1,711	2,054
		奈良計	106.5%	1,129	1,310	1,404	1,434	1,502	1,687	2,025
		大和高田計	100.7%	1,068	1,239	1,328	1,356	1,420	1,596	1,915
		桜井計	98.1%	1,040	1,207	1,293	1,321	1,384	1,554	1,865
		下市計	97.2%	1,031	1,196	1,282	1,309	1,371	1,540	1,848
		大和郡山計	100.3%	1,064	1,234	1,322	1,351	1,415	1,589	1,907
	和歌山	94.1%	998	1,158	1,241	1,267	1,327	1,491	1,789	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1512 電気機械器具組立従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,025	○	2,025	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,687	○	1,687	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,129	○	1,129	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,915	○	1,915	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,596	○	1,596	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,068	○	1,068	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,865	○	1,865	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,554	○	1,554	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,040	○	1,040	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,848	○	1,848	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,540	○	1,540	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,031	○	1,031	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,907	○	1,907	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,589	○	1,589	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,064	○	1,064	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1514 その他の機械組立従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1514その他の機械組立従事者	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
		別添2のその他の機械組立の職業では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	1,069 (-)	1,240	1,329	1,358	1,422	1,597	1,917	
2	地域調整	三重	99.0%	1,059	1,228	1,316	1,345	1,408	1,582	1,898
		滋賀	99.1%	1,060	1,229	1,318	1,346	1,410	1,583	1,900
		京都	101.6%	1,087	1,260	1,351	1,380	1,445	1,623	1,948
		大阪	108.0%	1,155	1,340	1,436	1,467	1,536	1,725	2,071
		奈良計	106.5%	1,139	1,321	1,416	1,447	1,515	1,701	2,042
		大和高田計	100.7%	1,077	1,249	1,339	1,368	1,432	1,609	1,931
		桜井計	98.1%	1,049	1,217	1,304	1,333	1,395	1,567	1,881
		下市計	97.2%	1,040	1,206	1,292	1,320	1,383	1,553	1,864
		大和郡山計	100.3%	1,073	1,244	1,333	1,363	1,427	1,602	1,923
	和歌山	94.1%	1,006	1,167	1,251	1,278	1,339	1,503	1,804	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1514 その他の機械組立従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,071	○	2,071	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,725	○	1,725	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,155	○	1,155	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,042	○	2,042	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,701	○	1,701	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,139	○	1,139	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,931	○	1,931	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,609	○	1,609	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,077	○	1,077	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,881	○	1,881	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,567	○	1,567	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,049	○	1,049	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,864	○	1,864	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,553	○	1,553	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,040	○	1,040	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,923	○	1,923	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,602	○	1,602	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,073	○	1,073	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1561 製品検査従事者(金属製品)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1561製品検査従事者(金属製品)	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の電気機械組立工では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
2	地域調整	三重	99.0%	1,108	1,286	1,378	1,407	1,474	1,656	1,986
		滋賀	99.1%	1,109	1,287	1,379	1,409	1,475	1,657	1,988
		京都	101.6%	1,137	1,319	1,414	1,444	1,512	1,699	2,039
		大阪	108.0%	1,209	1,402	1,503	1,535	1,608	1,806	2,167
		奈良計	106.5%	1,192	1,383	1,482	1,514	1,585	1,781	2,137
		大和高田計	100.7%	1,127	1,308	1,401	1,431	1,499	1,684	2,021
		桜井計	98.1%	1,098	1,274	1,365	1,395	1,460	1,641	1,968
		下市計	97.2%	1,088	1,262	1,353	1,382	1,447	1,626	1,950
		大和郡山計	100.3%	1,123	1,302	1,396	1,426	1,493	1,678	2,013
		和歌山	94.1%	1,053	1,222	1,309	1,338	1,401	1,574	1,888

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1561 製品検査従事者(金属製品))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,167	○	2,167	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,806	○	1,806	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,209	○	1,209	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,137	○	2,137	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,781	○	1,781	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,192	○	1,192	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,021	○	2,021	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,684	○	1,684	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,127	○	1,127	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,968	○	1,968	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,641	○	1,641	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,098	○	1,098	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,950	○	1,950	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,626	○	1,626	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,088	○	1,088	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,013	○	2,013	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,678	○	1,678	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,123	○	1,123	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものは時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1()は基準値0年の最大値

業務の種類
1711 ビル・建物清掃員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1711ビル・建物清掃員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2のビル・建物清掃員では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				996 (-)	1,155	1,238	1,265	1,325	1,488	1,786
2	地域調整	三重	99.0%	1,023	1,187	1,272	1,300	1,361	1,529	1,835
		滋賀	99.1%	1,017	1,180	1,265	1,292	1,353	1,520	1,824
		京都	101.6%	1,058	1,228	1,316	1,344	1,408	1,581	1,897
		大阪	108.0%	1,114	1,293	1,385	1,415	1,482	1,665	1,998
		奈良計	106.5%	1,061	1,231	1,319	1,348	1,412	1,585	1,903
		大和高田計	100.7%	1,003	1,164	1,247	1,274	1,335	1,499	1,799
		桜井計	98.1%	986	1,144	1,226	1,253	1,312	1,474	1,768
		下市計	97.2%	986	1,144	1,226	1,253	1,312	1,474	1,768
		大和郡山計	100.3%	999	1,159	1,242	1,269	1,329	1,493	1,792
	和歌山	94.1%	980	1,137	1,219	1,245	1,304	1,465	1,758	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1711 ビル・建物清掃員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,903	○	1,903	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	1,061	○	1,061	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,799	○	1,799	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,499	○	1,499	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	1,003	○	1,003	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	986	○	986	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	986	○	986	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,493	○	1,493	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	999	○	999	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1721 包装従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1721包装従事者	その理由 別添2の製品包装作業員では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 958 (1081)	1年 1,111	2年 1,191	3年 1,217	5年 1,274	10年 1,431	20年 1,718	
2	地域調整	三重	99.0%	1,023	1,187	1,272	1,300	1,361	1,529	1,835
		滋賀	99.1%	1,017	1,180	1,265	1,292	1,353	1,520	1,824
		京都	101.6%	1,058	1,228	1,316	1,344	1,408	1,581	1,897
		大阪	108.0%	1,114	1,293	1,385	1,415	1,482	1,665	1,998
		奈良計	106.5%	1,021	1,184	1,269	1,297	1,357	1,525	1,830
		大和高田計	100.7%	986	1,144	1,226	1,253	1,312	1,474	1,768
		桜井計	98.1%	986	1,144	1,226	1,253	1,312	1,474	1,768
		下市計	97.2%	986	1,144	1,226	1,253	1,312	1,474	1,768
		大和郡山計	100.3%	986	1,144	1,226	1,253	1,312	1,474	1,768
	和歌山	94.1%	980	1,137	1,219	1,245	1,304	1,465	1,758	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1721 包装従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,830	○	1,830	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,525	○	1,525	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,021	○	1,021	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	986	○	986	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	986	○	986	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	986	○	986	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	986	○	986	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 371看護助手
新 02801 看護助手

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 02801看護助手	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 991 (-)	1年 1,150	2年 1,232	3年 1,259	5年 1,318	10年 1,481	20年 1,777	
2	地域調整	三重	99.0%	1,023	1,187	1,272	1,300	1,361	1,529	1,835
		滋賀	99.1%	1,017	1,180	1,265	1,292	1,353	1,520	1,824
		京都	101.6%	1,058	1,228	1,316	1,344	1,408	1,581	1,897
		大阪	108.0%	1,114	1,293	1,385	1,415	1,482	1,665	1,998
		奈良計	106.5%	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893
		大和高田計	100.7%	998	1,159	1,241	1,268	1,328	1,492	1,790
		桜井計	98.1%	986	1,144	1,226	1,253	1,312	1,474	1,768
		下市計	97.2%	986	1,144	1,226	1,253	1,312	1,474	1,768
		大和郡山計	100.3%	994	1,154	1,236	1,263	1,322	1,486	1,783
和歌山	94.1%	980	1,137	1,219	1,245	1,304	1,465	1,758		

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (02801看護助手)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,893	○	1,893	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,578	○	1,578	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	1,056	○	1,056	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,790	○	1,790	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,492	○	1,492	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	998	○	998	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	986	○	986	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	986	○	986	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,783	○	1,783	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,486	○	1,486	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	994	○	994	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの

又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の

平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 257総合事務員
新 03401 一般事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 03401一般事務員	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 1,082 (...)	1年 1,255	2年 1,345	3年 1,374	5年 1,439	10年 1,617	20年 1,940	
2	地域調整	三重	99.0%	1,072	1,243	1,332	1,361	1,425	1,601	1,921
		滋賀	99.1%	1,073	1,244	1,333	1,362	1,427	1,603	1,923
		京都	101.6%	1,100	1,276	1,367	1,396	1,463	1,643	1,972
		大阪	108.0%	1,169	1,356	1,453	1,484	1,555	1,747	2,096
		奈良計	106.5%	1,153	1,337	1,433	1,464	1,533	1,723	2,067
		大和高田計	100.7%	1,090	1,264	1,355	1,384	1,450	1,629	1,954
		桜井計	98.1%	1,062	1,232	1,320	1,348	1,412	1,587	1,904
		下市計	97.2%	1,052	1,220	1,308	1,336	1,399	1,572	1,886
		大和郡山計	100.3%	1,086	1,259	1,350	1,379	1,444	1,622	1,946
	和歌山	94.1%	1,019	1,181	1,266	1,293	1,355	1,522	1,826	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (03401一般事務員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,067	○	2,067	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,723	○	1,723	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,153	○	1,153	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,954	○	1,954	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,629	○	1,629	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,090	○	1,090	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,904	○	1,904	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,587	○	1,587	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,062	○	1,062	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,886	○	1,886	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,572	○	1,572	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,052	○	1,052	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,946	○	1,946	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,086	○	1,086	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 258医療・介護事務員
 新 03701 医療事務員(調剤薬局を除く)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 03701医療事務員(調剤薬局を除く)	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年		
		-	1,037 (...)	1,203	1,289	1,317	1,379	1,549	1,859	
2	地域調整	三重	99.0%	1,027	1,191	1,277	1,304	1,366	1,534	1,841
		滋賀	99.1%	1,028	1,193	1,278	1,306	1,367	1,536	1,843
		京都	101.6%	1,058	1,228	1,316	1,344	1,408	1,581	1,897
		大阪	108.0%	1,120	1,300	1,393	1,423	1,490	1,673	2,008
		奈良計	106.5%	1,105	1,282	1,373	1,403	1,469	1,650	1,980
		大和高田計	100.7%	1,045	1,212	1,299	1,327	1,389	1,560	1,873
		桜井計	98.1%	1,018	1,181	1,265	1,292	1,353	1,520	1,824
		下市計	97.2%	1,008	1,170	1,253	1,281	1,341	1,506	1,807
		大和郡山計	100.3%	1,041	1,207	1,293	1,321	1,384	1,554	1,865
	和歌山	94.1%	980	1,137	1,219	1,245	1,304	1,465	1,758	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (03701医療事務員(調剤薬局を除く))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,980	○	1,980	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,650	○	1,650	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,105	○	1,105	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,873	○	1,873	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,560	○	1,560	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,045	○	1,045	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,824	○	1,824	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,520	○	1,520	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,018	○	1,018	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,807	○	1,807	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,506	○	1,506	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,008	○	1,008	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,865	○	1,865	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,554	○	1,554	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,041	○	1,041	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 263経理事務員
新 03803 経理事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 03803経理事務員	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,208 (-)	1,401	1,502	1,534	1,607	1,805	2,166	
2	地域調整	三重	99.0%	1,196	1,387	1,487	1,519	1,591	1,787	2,145
		滋賀	99.1%	1,198	1,389	1,489	1,521	1,593	1,789	2,147
		京都	101.6%	1,228	1,424	1,527	1,559	1,633	1,834	2,201
		大阪	108.0%	1,305	1,514	1,623	1,657	1,736	1,950	2,340
		奈良計	106.5%	1,287	1,493	1,600	1,634	1,712	1,923	2,307
		大和高田計	100.7%	1,217	1,411	1,513	1,545	1,619	1,818	2,182
		桜井計	98.1%	1,186	1,375	1,474	1,505	1,577	1,771	2,125
		下市計	97.2%	1,175	1,362	1,460	1,492	1,563	1,755	2,106
		大和郡山計	100.3%	1,212	1,406	1,507	1,539	1,612	1,811	2,173
	和歌山	94.1%	1,137	1,319	1,414	1,444	1,513	1,699	2,039	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (03803経理事務員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,307	○	2,307	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,923	○	1,923	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,287	○	1,287	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,182	○	2,182	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,818	○	1,818	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,217	○	1,217	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,125	○	2,125	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,771	○	1,771	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,186	○	1,186	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,106	○	2,106	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,755	○	1,755	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,175	○	1,175	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,173	○	2,173	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,811	○	1,811	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,212	○	1,212	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 312データ入力係員
 新 04302 データ入力事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 04302データ入力事務員	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,132 (-)	1,313	1,407	1,438	1,506	1,691	2,030	
2	地域調整	三重	99.0%	1,121	1,300	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010
		滋賀	99.1%	1,122	1,302	1,395	1,426	1,493	1,676	2,012
		京都	101.6%	1,151	1,335	1,430	1,462	1,531	1,719	2,063
		大阪	108.0%	1,223	1,419	1,520	1,554	1,627	1,827	2,193
		奈良計	106.5%	1,206	1,399	1,499	1,532	1,604	1,801	2,162
		大和高田計	100.7%	1,140	1,323	1,417	1,449	1,517	1,703	2,045
		桜井計	98.1%	1,111	1,289	1,381	1,411	1,478	1,659	1,992
		下市計	97.2%	1,101	1,277	1,368	1,398	1,464	1,644	1,974
		大和郡山計	100.3%	1,136	1,317	1,412	1,443	1,511	1,697	2,037
	和歌山	94.1%	1,066	1,236	1,324	1,354	1,418	1,592	1,911	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (04302データ入力事務員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,162	○	2,162	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,801	○	1,801	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,206	○	1,206	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,045	○	2,045	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,703	○	1,703	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,140	○	1,140	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,992	○	1,992	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,659	○	1,659	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,111	○	1,111	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,974	○	1,974	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,644	○	1,644	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,101	○	1,101	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,037	○	2,037	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,697	○	1,697	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,136	○	1,136	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類

New

05001 高齢者入所型施設介護員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 05001高齢者入所型施設介護員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
		-		1,134 (…)	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033
2	地域調整	三重	99.0%	1,123	1,302	1,396	1,426	1,493	1,678	2,013
		滋賀	99.1%	1,124	1,304	1,398	1,428	1,495	1,679	2,015
		京都	101.6%	1,153	1,337	1,433	1,464	1,533	1,722	2,066
		大阪	108.0%	1,225	1,421	1,523	1,556	1,629	1,830	2,196
		奈良計	106.5%	1,208	1,401	1,502	1,534	1,607	1,805	2,166
		大和高田計	100.7%	1,142	1,325	1,420	1,451	1,519	1,706	2,048
		桜井計	98.1%	1,113	1,291	1,384	1,413	1,480	1,662	1,995
		下市計	97.2%	1,103	1,279	1,371	1,400	1,466	1,647	1,977
		大和郡山計	100.3%	1,138	1,319	1,415	1,445	1,513	1,700	2,040
		和歌山	94.1%	1,068	1,238	1,327	1,356	1,420	1,595	1,914

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (05001高齢者入所型施設介護員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,166	○	2,166	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,805	○	1,805	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,208	○	1,208	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,048	○	2,048	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,706	○	1,706	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,142	○	1,142	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,995	○	1,995	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,662	○	1,662	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,113	○	1,113	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,977	○	1,977	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,647	○	1,647	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,103	○	1,103	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,040	○	2,040	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,700	○	1,700	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,138	○	1,138	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 501化学製品生産設備制御・監視員
 新 06901 化学製品生産設備オペレーター

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 06901化学製品生産設備オペレー	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
		-		1,134 (-)	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033
2	地域調整	三重	99.0%	1,123	1,302	1,396	1,426	1,493	1,678	2,013
		滋賀	99.1%	1,124	1,304	1,398	1,428	1,495	1,679	2,015
		京都	101.6%	1,153	1,337	1,433	1,464	1,533	1,722	2,066
		大阪	108.0%	1,225	1,421	1,523	1,556	1,629	1,830	2,196
		奈良計	106.5%	1,208	1,401	1,502	1,534	1,607	1,805	2,166
		大和高田計	100.7%	1,142	1,325	1,420	1,451	1,519	1,706	2,048
		桜井計	98.1%	1,113	1,291	1,384	1,413	1,480	1,662	1,995
		下市計	97.2%	1,103	1,279	1,371	1,400	1,466	1,647	1,977
		大和郡山計	100.3%	1,138	1,319	1,415	1,445	1,513	1,700	2,040
	和歌山	94.1%	1,068	1,238	1,327	1,356	1,420	1,595	1,914	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (06901化学製品生産設備オペレーター)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,166	○	2,166	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,805	○	1,805	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,208	○	1,208	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,048	○	2,048	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,706	○	1,706	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,142	○	1,142	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,995	○	1,995	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,662	○	1,662	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,113	○	1,113	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,977	○	1,977	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,647	○	1,647	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,103	○	1,103	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,040	○	2,040	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,700	○	1,700	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,138	○	1,138	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 06904木製品・パルプ・紙製品生産設	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,118 (-)	1,297	1,390	1,420	1,487	1,670	2,005	
2	地域調整	三重	99.0%	1,107	1,285	1,377	1,406	1,473	1,654	1,985
		滋賀	99.1%	1,108	1,286	1,378	1,408	1,474	1,655	1,987
		京都	101.6%	1,136	1,318	1,413	1,443	1,511	1,697	2,038
		大阪	108.0%	1,208	1,401	1,502	1,534	1,606	1,804	2,166
		奈良計	106.5%	1,191	1,382	1,481	1,513	1,584	1,779	2,136
		大和高田計	100.7%	1,126	1,307	1,400	1,430	1,498	1,682	2,020
		桜井計	98.1%	1,097	1,273	1,364	1,394	1,459	1,639	1,967
		下市計	97.2%	1,087	1,261	1,352	1,381	1,446	1,624	1,949
		大和郡山計	100.3%	1,122	1,301	1,395	1,425	1,492	1,676	2,012
	和歌山	94.1%	1,053	1,221	1,308	1,337	1,400	1,572	1,887	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (06904木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,136	○	2,136	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,779	○	1,779	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,191	○	1,191	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,020	○	2,020	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,682	○	1,682	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,126	○	1,126	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,967	○	1,967	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,639	○	1,639	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,097	○	1,097	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,949	○	1,949	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,624	○	1,624	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,087	○	1,087	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,012	○	2,012	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,676	○	1,676	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,122	○	1,122	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 536金属製品製造工
 新 07112 金属製器具・建具・金型等製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 07112金属製器具・建具・金型等製造	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 1,130 (-)	1年 1,311	2年 1,405	3年 1,435	5年 1,503	10年 1,688	20年 2,026	
2	地域調整	三重	99.0%	1,119	1,298	1,391	1,421	1,488	1,672	2,006
		滋賀	99.1%	1,120	1,300	1,393	1,423	1,490	1,673	2,008
		京都	101.6%	1,149	1,332	1,428	1,458	1,528	1,716	2,059
		大阪	108.0%	1,221	1,416	1,518	1,550	1,624	1,824	2,189
		奈良計	106.5%	1,204	1,397	1,497	1,529	1,601	1,798	2,158
		大和高田計	100.7%	1,138	1,321	1,415	1,446	1,514	1,700	2,041
		桜井計	98.1%	1,109	1,287	1,379	1,408	1,475	1,656	1,988
		下市計	97.2%	1,099	1,275	1,366	1,395	1,461	1,641	1,970
		大和郡山計	100.3%	1,134	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033
	和歌山	94.1%	1,064	1,234	1,323	1,351	1,415	1,589	1,907	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07112金属製器具・建具・金型等製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,158	○	2,158	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,798	○	1,798	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,204	○	1,204	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,041	○	2,041	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,700	○	1,700	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,138	○	1,138	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,988	○	1,988	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,656	○	1,656	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,109	○	1,109	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,970	○	1,970	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,641	○	1,641	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,099	○	1,099	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,033	○	2,033	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,694	○	1,694	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,134	○	1,134	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 545パン・菓子製造工
 新 07201 パン・菓子製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 07201パン・菓子製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			-	1,110 (-)	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990
2	地域調整	三重	99.0%	1,099	1,276	1,367	1,396	1,462	1,642	1,971
		滋賀	99.1%	1,101	1,277	1,368	1,398	1,463	1,644	1,973
		京都	101.6%	1,128	1,309	1,403	1,433	1,500	1,685	2,022
		大阪	108.0%	1,199	1,392	1,491	1,523	1,595	1,791	2,150
		奈良計	106.5%	1,183	1,372	1,470	1,502	1,572	1,766	2,120
		大和高田計	100.7%	1,118	1,298	1,390	1,420	1,487	1,670	2,004
		桜井計	98.1%	1,089	1,264	1,354	1,384	1,448	1,627	1,953
		下市計	97.2%	1,079	1,252	1,342	1,371	1,435	1,612	1,935
		大和郡山計	100.3%	1,114	1,292	1,385	1,415	1,481	1,663	1,996
	和歌山	94.1%	1,045	1,213	1,299	1,327	1,389	1,561	1,873	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07201パン・菓子製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,150	○	2,150	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,791	○	1,791	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,199	○	1,199	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,120	○	2,120	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,766	○	1,766	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,183	○	1,183	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,004	○	2,004	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,670	○	1,670	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,118	○	1,118	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,953	○	1,953	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,627	○	1,627	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,089	○	1,089	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,935	○	1,935	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,612	○	1,612	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,079	○	1,079	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,996	○	1,996	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,663	○	1,663	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,114	○	1,114	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 553保存食品製造工等
 新 07204 保存食品・冷凍加工食品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 07204保存食品・冷凍加工食品製造	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 1,059 (...)	1年 1,228	2年 1,316	3年 1,345	5年 1,408	10年 1,582	20年 1,899	
2	地域調整	三重	99.0%	1,049	1,216	1,303	1,332	1,394	1,567	1,881
		滋賀	99.1%	1,050	1,217	1,305	1,333	1,396	1,568	1,882
		京都	101.6%	1,076	1,248	1,338	1,367	1,431	1,608	1,930
		大阪	108.0%	1,144	1,327	1,422	1,453	1,521	1,709	2,051
		奈良計	106.5%	1,128	1,308	1,402	1,433	1,500	1,685	2,023
		大和高田計	100.7%	1,067	1,237	1,326	1,355	1,418	1,594	1,913
		桜井計	98.1%	1,039	1,205	1,291	1,320	1,382	1,552	1,863
		下市計	97.2%	1,030	1,194	1,280	1,308	1,369	1,538	1,846
		大和郡山計	100.3%	1,063	1,232	1,320	1,350	1,413	1,587	1,905
	和歌山	94.1%	997	1,156	1,239	1,266	1,325	1,489	1,787	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07204保存食品・冷凍加工食品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,930	○	1,930	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,608	○	1,608	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,076	○	1,076	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,023	○	2,023	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,685	○	1,685	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,128	○	1,128	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,913	○	1,913	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,594	○	1,594	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,067	○	1,067	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,863	○	1,863	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,552	○	1,552	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,039	○	1,039	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,846	○	1,846	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,538	○	1,538	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,030	○	1,030	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,905	○	1,905	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,587	○	1,587	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,063	○	1,063	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものは時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 542窯業・土石製品製造工
 新 07302 窯業・土石製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 07302窯業・土石製品製造工	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 1,138 (-)	1年 1,320	2年 1,415	3年 1,445	5年 1,514	10年 1,700	20年 2,040	
2	地域調整	三重	99.0%	1,127	1,307	1,401	1,431	1,499	1,683	2,020
		滋賀	99.1%	1,128	1,309	1,403	1,432	1,501	1,685	2,022
		京都	101.6%	1,157	1,342	1,438	1,469	1,539	1,728	2,073
		大阪	108.0%	1,230	1,426	1,529	1,561	1,636	1,836	2,204
		奈良計	106.5%	1,212	1,406	1,507	1,539	1,613	1,811	2,173
		大和高田計	100.7%	1,146	1,330	1,425	1,456	1,525	1,712	2,055
		桜井計	98.1%	1,117	1,295	1,389	1,418	1,486	1,668	2,002
		下市計	97.2%	1,107	1,284	1,376	1,405	1,472	1,653	1,983
		大和郡山計	100.3%	1,142	1,324	1,420	1,450	1,519	1,706	2,047
和歌山	94.1%	1,071	1,243	1,332	1,360	1,425	1,600	1,920		

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07302窯業・土石製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,173	○	2,173	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,811	○	1,811	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,212	○	1,212	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,055	○	2,055	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,712	○	1,712	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,146	○	1,146	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,002	○	2,002	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,668	○	1,668	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,117	○	1,117	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,983	○	1,983	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,653	○	1,653	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,047	○	2,047	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,706	○	1,706	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,142	○	1,142	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類

旧 557紡織工及び558衣服・繊維製品製造工
 新 07303 紡織製品・衣服・繊維製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 07303紡織製品・衣服・繊維製品製造	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年		
		-	1,010 (...)	1,172	1,255	1,283	1,343	1,509	1,811	
2	地域調整	三重	99.0%	1,023	1,187	1,272	1,300	1,361	1,529	1,835
		滋賀	99.1%	1,017	1,180	1,265	1,292	1,353	1,520	1,824
		京都	101.6%	1,058	1,228	1,316	1,344	1,408	1,581	1,897
		大阪	108.0%	1,114	1,293	1,385	1,415	1,482	1,665	1,998
		奈良計	106.5%	1,076	1,249	1,337	1,367	1,431	1,608	1,929
		大和高田計	100.7%	1,018	1,181	1,264	1,292	1,353	1,520	1,824
		桜井計	98.1%	991	1,150	1,232	1,259	1,318	1,481	1,777
		下市計	97.2%	986	1,144	1,226	1,253	1,312	1,474	1,768
		大和郡山計	100.3%	1,014	1,176	1,259	1,287	1,348	1,514	1,817
	和歌山	94.1%	980	1,137	1,219	1,245	1,304	1,465	1,758	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07303紡織製品・衣服・繊維製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,929	○	1,929	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,608	○	1,608	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,076	○	1,076	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,824	○	1,824	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,520	○	1,520	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,018	○	1,018	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,777	○	1,777	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,481	○	1,481	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	991	○	991	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,768	○	1,768	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	986	○	986	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,817	○	1,817	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,514	○	1,514	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,014	○	1,014	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 565プラスチック製品製造工
 新 07308 プラスチック製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 07308プラスチック製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
		-		1,121 (-)	1,300	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010
2	地域調整	三重	99.0%	1,110	1,287	1,380	1,410	1,477	1,659	1,990
		滋賀	99.1%	1,111	1,289	1,381	1,412	1,478	1,660	1,992
		京都	101.6%	1,139	1,321	1,416	1,447	1,515	1,702	2,043
		大阪	108.0%	1,211	1,404	1,505	1,538	1,611	1,809	2,171
		奈良計	106.5%	1,194	1,385	1,484	1,517	1,588	1,784	2,141
		大和高田計	100.7%	1,129	1,310	1,403	1,434	1,502	1,687	2,025
		桜井計	98.1%	1,100	1,276	1,367	1,397	1,463	1,644	1,972
		下市計	97.2%	1,090	1,264	1,354	1,385	1,450	1,629	1,954
		大和郡山計	100.3%	1,125	1,304	1,398	1,429	1,496	1,681	2,017
	和歌山	94.1%	1,055	1,224	1,311	1,340	1,404	1,577	1,892	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07308プラスチック製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,141	○	2,141	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,784	○	1,784	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,194	○	1,194	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,025	○	2,025	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,687	○	1,687	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,129	○	1,129	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,972	○	1,972	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,644	○	1,644	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,100	○	1,100	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,954	○	1,954	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,629	○	1,629	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,090	○	1,090	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,017	○	2,017	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,681	○	1,681	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,125	○	1,125	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類

New

07402 電気機械組立工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 07402電気機械組立工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			-	1,107 (-)	1,284	1,376	1,406	1,472	1,654	1,985
2	地域調整	三重	99.0%	1,096	1,272	1,363	1,392	1,458	1,638	1,966
		滋賀	99.1%	1,098	1,273	1,364	1,394	1,459	1,640	1,968
		京都	101.6%	1,125	1,305	1,399	1,429	1,496	1,681	2,017
		大阪	108.0%	1,196	1,387	1,487	1,519	1,590	1,787	2,144
		奈良計	106.5%	1,179	1,368	1,466	1,498	1,568	1,762	2,115
		大和高田計	100.7%	1,115	1,293	1,386	1,416	1,483	1,666	1,999
		桜井計	98.1%	1,086	1,260	1,350	1,380	1,445	1,623	1,948
		下市計	97.2%	1,077	1,249	1,338	1,367	1,431	1,608	1,930
		大和郡山計	100.3%	1,111	1,288	1,381	1,411	1,477	1,659	1,991
	和歌山	94.1%	1,042	1,209	1,295	1,324	1,386	1,557	1,868	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07402電気機械組立工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,144	○	2,144	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,787	○	1,787	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,196	○	1,196	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,115	○	2,115	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,762	○	1,762	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,179	○	1,179	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,999	○	1,999	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,666	○	1,666	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,115	○	1,115	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,948	○	1,948	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,623	○	1,623	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,086	○	1,086	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,930	○	1,930	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,608	○	1,608	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,077	○	1,077	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,991	○	1,991	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,659	○	1,659	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,111	○	1,111	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものは時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 611金属材料検査工
 新 07601 金属材料検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 07601金属材料検査工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			-	1,106 (-)	1,283	1,375	1,405	1,471	1,652	1,983
2	地域調整	三重	99.0%	1,095	1,271	1,362	1,391	1,457	1,636	1,964
		滋賀	99.1%	1,097	1,272	1,363	1,393	1,458	1,638	1,966
		京都	101.6%	1,124	1,304	1,397	1,428	1,495	1,679	2,015
		大阪	108.0%	1,195	1,386	1,485	1,518	1,589	1,785	2,142
		奈良計	106.5%	1,178	1,367	1,465	1,497	1,567	1,760	2,112
		大和高田計	100.7%	1,114	1,292	1,385	1,415	1,482	1,664	1,997
		桜井計	98.1%	1,085	1,259	1,349	1,379	1,444	1,621	1,946
		下市計	97.2%	1,076	1,248	1,337	1,366	1,430	1,606	1,928
		大和郡山計	100.3%	1,110	1,287	1,380	1,410	1,476	1,657	1,989
	和歌山	94.1%	1,041	1,208	1,294	1,323	1,385	1,555	1,867	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07601金属材料検査工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,142	○	2,142	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,785	○	1,785	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,195	○	1,195	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,112	○	2,112	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,760	○	1,760	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,178	○	1,178	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,997	○	1,997	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,664	○	1,664	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,114	○	1,114	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,946	○	1,946	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,621	○	1,621	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,085	○	1,085	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,928	○	1,928	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,606	○	1,606	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,076	○	1,076	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,989	○	1,989	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,657	○	1,657	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,110	○	1,110	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 622窯業製品検査工
 新 07802 窯業・土石製品検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 07802窯業・土石製品検査工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			-	1,164 (-)	1,350	1,447	1,478	1,548	1,739	2,087
2	地域調整	三重	99.0%	1,153	1,337	1,433	1,464	1,533	1,722	2,067
		滋賀	99.1%	1,154	1,338	1,434	1,465	1,535	1,724	2,069
		京都	101.6%	1,183	1,372	1,471	1,502	1,573	1,767	2,121
		大阪	108.0%	1,258	1,458	1,563	1,597	1,672	1,879	2,254
		奈良計	106.5%	1,240	1,438	1,542	1,575	1,649	1,853	2,223
		大和高田計	100.7%	1,173	1,360	1,458	1,489	1,559	1,752	2,102
		桜井計	98.1%	1,142	1,325	1,420	1,450	1,519	1,706	2,048
		下市計	97.2%	1,132	1,313	1,407	1,437	1,505	1,691	2,029
		大和郡山計	100.3%	1,168	1,355	1,452	1,483	1,553	1,745	2,094
	和歌山	94.1%	1,096	1,271	1,362	1,391	1,457	1,637	1,964	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07802窯業・土石製品検査工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,121	○	2,121	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,767	○	1,767	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,183	○	1,183	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,223	○	2,223	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,853	○	1,853	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,240	○	1,240	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,102	○	2,102	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,752	○	1,752	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,173	○	1,173	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,048	○	2,048	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,706	○	1,706	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,142	○	1,142	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,029	○	2,029	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,691	○	1,691	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,132	○	1,132	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,094	○	2,094	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,745	○	1,745	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,168	○	1,168	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類

New

07804 木製品・パルプ・紙製品検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 07804木製品・パルプ・紙製品検査工	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,053 (-)	1,221	1,309	1,337	1,400	1,573	1,888	
2	地域調整	三重	99.0%	1,043	1,209	1,296	1,324	1,386	1,558	1,870
		滋賀	99.1%	1,044	1,211	1,298	1,325	1,388	1,559	1,872
		京都	101.6%	1,070	1,241	1,330	1,359	1,423	1,599	1,919
		大阪	108.0%	1,138	1,319	1,414	1,444	1,512	1,699	2,040
		奈良計	106.5%	1,122	1,301	1,395	1,424	1,491	1,676	2,011
		大和高田計	100.7%	1,061	1,230	1,319	1,347	1,410	1,585	1,902
		桜井計	98.1%	1,033	1,198	1,285	1,312	1,374	1,544	1,853
		下市計	97.2%	1,024	1,187	1,273	1,300	1,361	1,529	1,836
		大和郡山計	100.3%	1,057	1,225	1,313	1,342	1,405	1,578	1,894
	和歌山	94.1%	991	1,149	1,232	1,259	1,318	1,481	1,777	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07804木製品・パルプ・紙製品検査工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,011	○	2,011	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,676	○	1,676	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,122	○	1,122	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,902	○	1,902	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,061	○	1,061	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,853	○	1,853	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,544	○	1,544	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,033	○	1,033	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,836	○	1,836	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,529	○	1,529	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,024	○	1,024	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,894	○	1,894	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,578	○	1,578	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,057	○	1,057	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 628ゴム製品検査工等
 新 07806 ゴム・プラスチック製品検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 07806ゴム・プラスチック製品検査工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
		-	1,041 (-)	1,208	1,294	1,322	1,385	1,555	1,867	
2	地域調整	三重	99.0%	1,031	1,196	1,282	1,309	1,372	1,540	1,849
		滋賀	99.1%	1,032	1,198	1,283	1,311	1,373	1,542	1,851
		京都	101.6%	1,058	1,228	1,315	1,344	1,408	1,580	1,897
		大阪	108.0%	1,125	1,305	1,398	1,428	1,496	1,680	2,017
		奈良計	106.5%	1,109	1,287	1,379	1,408	1,476	1,657	1,989
		大和高田計	100.7%	1,049	1,217	1,304	1,332	1,395	1,566	1,881
		桜井計	98.1%	1,022	1,186	1,270	1,297	1,359	1,526	1,832
		下市計	97.2%	1,012	1,175	1,258	1,285	1,347	1,512	1,815
		大和郡山計	100.3%	1,045	1,212	1,298	1,326	1,390	1,560	1,873
	和歌山	94.1%	980	1,137	1,218	1,245	1,304	1,464	1,757	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (07806ゴム・プラスチック製品検査工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,897	○	1,897	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,058	○	1,058	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,989	○	1,989	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,657	○	1,657	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,109	○	1,109	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,881	○	1,881	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,566	○	1,566	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,049	○	1,049	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,832	○	1,832	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,526	○	1,526	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,022	○	1,022	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,815	○	1,815	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,512	○	1,512	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,012	○	1,012	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,873	○	1,873	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,560	○	1,560	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,045	○	1,045	0年

(備考)

- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものは時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 684フォークリフト運転作業員
 新 08804 フォークリフト運転作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 08804フォークリフト運転作業員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			-	1,191 (-)	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135
2	地域調整	三重	99.0%	1,180	1,369	1,466	1,498	1,569	1,762	2,114
		滋賀	99.1%	1,181	1,370	1,467	1,500	1,570	1,763	2,116
		京都	101.6%	1,211	1,405	1,504	1,538	1,610	1,808	2,170
		大阪	108.0%	1,287	1,493	1,599	1,635	1,711	1,922	2,306
		奈良計	106.5%	1,269	1,472	1,577	1,612	1,687	1,895	2,274
		大和高田計	100.7%	1,200	1,392	1,491	1,524	1,596	1,792	2,150
		桜井計	98.1%	1,169	1,356	1,452	1,485	1,554	1,746	2,095
		下市計	97.2%	1,158	1,344	1,439	1,471	1,540	1,730	2,076
		大和郡山計	100.3%	1,195	1,387	1,485	1,518	1,589	1,785	2,142
	和歌山	94.1%	1,121	1,301	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (08804フォークリフト運転作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,170	○	2,170	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,808	○	1,808	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,211	○	1,211	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,274	○	2,274	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,895	○	1,895	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,269	○	1,269	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,150	○	2,150	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,792	○	1,792	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,200	○	1,200	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,095	○	2,095	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,746	○	1,746	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,169	○	1,169	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,076	○	2,076	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,730	○	1,730	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,158	○	1,158	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,142	○	2,142	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,785	○	1,785	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,195	○	1,195	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したものは時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 754倉庫作業員
新 09503 倉庫作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 09503倉庫作業員	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,172 (-)	1,360	1,457	1,488	1,559	1,751	2,101	
2	地域調整	三重	99.0%	1,161	1,347	1,443	1,474	1,544	1,734	2,080
		滋賀	99.1%	1,162	1,348	1,444	1,475	1,545	1,736	2,083
		京都	101.6%	1,191	1,382	1,481	1,512	1,584	1,780	2,135
		大阪	108.0%	1,266	1,469	1,574	1,608	1,684	1,892	2,270
		奈良計	106.5%	1,249	1,449	1,552	1,585	1,661	1,865	2,238
		大和高田計	100.7%	1,181	1,370	1,468	1,499	1,570	1,764	2,116
		桜井計	98.1%	1,150	1,335	1,430	1,460	1,530	1,718	2,062
		下市計	97.2%	1,140	1,322	1,417	1,447	1,516	1,702	2,043
		大和郡山計	100.3%	1,176	1,365	1,462	1,493	1,564	1,757	2,108
	和歌山	94.1%	1,103	1,280	1,372	1,401	1,468	1,648	1,978	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (09503倉庫作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,238	○	2,238	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,865	○	1,865	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,249	○	1,249	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,116	○	2,116	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,764	○	1,764	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,181	○	1,181	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,062	○	2,062	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,718	○	1,718	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,150	○	1,150	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,043	○	2,043	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,702	○	1,702	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,140	○	1,140	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,108	○	2,108	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,757	○	1,757	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,176	○	1,176	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を計

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
 旧 771製品包装作業員
 新 09701 製品包装作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 09701製品包装作業員	その理由 -	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 1,056 (-)	1年 1,225	2年 1,313	3年 1,341	5年 1,404	10年 1,578	20年 1,893	
2	地域調整	三重	99.0%	1,046	1,213	1,300	1,328	1,390	1,563	1,875
		滋賀	99.1%	1,047	1,214	1,302	1,329	1,392	1,564	1,876
		京都	101.6%	1,073	1,245	1,335	1,363	1,427	1,604	1,924
		大阪	108.0%	1,141	1,323	1,419	1,449	1,517	1,705	2,045
		奈良計	106.5%	1,125	1,305	1,399	1,429	1,496	1,681	2,017
		大和高田計	100.7%	1,064	1,234	1,323	1,351	1,414	1,590	1,907
		桜井計	98.1%	1,036	1,202	1,289	1,316	1,378	1,549	1,858
		下市計	97.2%	1,027	1,191	1,277	1,304	1,365	1,534	1,840
		大和郡山計	100.3%	1,060	1,229	1,317	1,346	1,409	1,583	1,899
	和歌山	94.1%	994	1,153	1,236	1,262	1,322	1,485	1,782	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (09701製品包装作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,017	○	2,017	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,681	○	1,681	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,125	○	1,125	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,907	○	1,907	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,590	○	1,590	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,064	○	1,064	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,858	○	1,858	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,549	○	1,549	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,036	○	1,036	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,840	○	1,840	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,534	○	1,534	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,027	○	1,027	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,899	○	1,899	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,583	○	1,583	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,060	○	1,060	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別添3 地域指数

三重	99.0 %
滋賀	99.1 %
京都	101.6 %
大阪	108.0 %
2901 奈良計	106.5 %
2902 大和高田計	100.7 %
2903 桜井計	98.1 %
2904 下市計	97.2 %
2905 大和郡山計	100.3 %
和歌山	94.1 %

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	-
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.0	14.5	16.3

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値(71.5%)として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.8	4.6	6.7	8.8	10.8	12.7	-
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.8	7.9	10.2	12.4	14.4	15.8

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高専短大卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値(71.5%)として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	13.9	-
	会社都合退職	1.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	15.9	16.6

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値(71.5%)として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

別表4 対象従業員の退職手当の額

【大学卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	-	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	12.9	-
	会社都合退職	-	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	14.5	16.3

【高専・短大卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 37年未満	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	-	1.2	2.8	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	-
	会社都合退職	-	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	16.6

【高校卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 39年未満	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	-	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	-
	会社都合退職	-	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	16.6

VII

別表3 (再掲)

【大学卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	-
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.0	14.5	16.3

【高専・短大卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.8	4.6	6.7	8.8	10.8	12.7	-
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.8	7.9	10.2	12.4	14.4	15.8

【高校卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	13.9	-
	会社都合退職	1.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	15.9	16.6

(備考)

- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は5年とし、退職時の勤続年数が5年未満の場合は支給しない。